

# 「高速乗合バス表示ガイドライン」の策定について

高速乗合バスにおけるインターネット（携帯電話用サイトを含む。以下同じ。）、紙媒体及び車両における表示を対象に、高速乗合バス事業者や販売サイト等の関係者による表示の改善や国による関係者への指導のための指針として、策定。

## 表示内容

### インターネットにおける表示

#### 表示を必須とする事項

- ① 「高速乗合バス(路線バス)」であること
- ② 運行会社
- ③ 実車距離
- ④ 所要時間(見込み)
- ⑤ 運転者(例:2名乗務/1名乗務)
- ⑥ 任意保険・共済(例:「対人無制限」)
- ⑦ バス停留所

等

#### 表示を推奨する事項

- ・ 運行会社に関する情報  
(乗合バス事業者のホームページ等)
- ・ 安全性の向上のための自主的な取組  
(例:受託者の選定基準、デジタル式運行記録計やドライブレコーダーの設置等)

等

### 紙媒体における表示

- ① 利用者が「高速乗合バス(路線バス)」であることを容易に判別できるよう表示。
- ② 関連情報が掲載されたホームページの紹介を行うこと等により、利用者がより詳しい情報を得られるよう表示。

### 車両における表示

#### 車外への表示

(貸切バス事業者が受託して運行する場合に限る。)



#### 高速乗合バス

【委託者】

●●バス

【運行受託者】

■■観光バス

#### 車内での表示

片道の実車距離が400kmを超える運行については、利用者が見やすい場所に、以下の事項を掲示又は備え付けることとする。

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 関係する事業者名  | ② 運行経路     |
| ③ 実車距離      | ④ 運転者の配置計画 |
| ⑤ 車両の初度登録年月 |            |

等

#### 車内での放送

片道の実車距離が400kmを超える運行については、起点バス停留所等からの出発時に運転者が氏名(交替運転者を含む。)、途中休憩の場所(運転者が仮眠を取る場合はその旨も付言)について車内放送を行うこととする。